



ご存じですか？ 家屋敷課税

地方税法第294条第1項第2号及びいの町税条例第23条第1項第2号に基づき、いの町に事務所・事業所又は家屋敷を持っている個人で、いの町に住所がない方には、町県民税の均等割(4,500円)が課税されます。

1. 家屋敷とは、地方税法上、自己又は家族の居住の目的で住所地以外の場所に設けた独立性のある住宅をいい、いつでも居住できる状態にあるものであれば足り、現実に居住していることを要しません。また、家屋敷は、必ずしも自己所有のものであることを要しません。
2. 独立性のある住宅とは、必ずしも一戸建てとい

う意味ではなく、アパート、マンション、社宅のように個々の部屋で独立して管理できる状態のものも含まれます。自己所有のものであっても、他人に貸し付ける目的で所有している住宅又は現に他人が居住しているものは該当しません。

3. 家屋敷課税の対象者(次に当てはまる方)
 - ・いの町に住民登録がない。
 - ・町県民税がいの町で課税されていない。
 - ・いの町に自分又は家族が住むことを目的とした自由に居住することのできる独立性のある住宅、事務所又は事業所を持っている。

▶ 問い合わせ

税務課

☎ 893-1118



小型特殊自動車の申告はお済みですか？

乗用トラクター、乗用コンバイン等に代表される農耕作業用自動車、フォークリフト等は、小型特殊自動車であり、公道を走行するものは標識番号の交付を受けなければなりません。

該当する車をお持ちの方は、標識番号の交付を受けてください。4月1日現在の所有者に軽自動車税が課税されます。

また、すでに申告されている方で、所有者や登録車両に変更があった場合は、標識番号を持参のうえ

名義変更・廃車等の手続きをしてください。

▶ 標識交付に必要な物

- ◎所有者の氏名、住所、印鑑
- ◎車名、車体番号、総排気量
- ◎販売証明又は譲渡証明

▶ 問い合わせ

税務課

吾北総合支所住民課

本川総合支所住民課

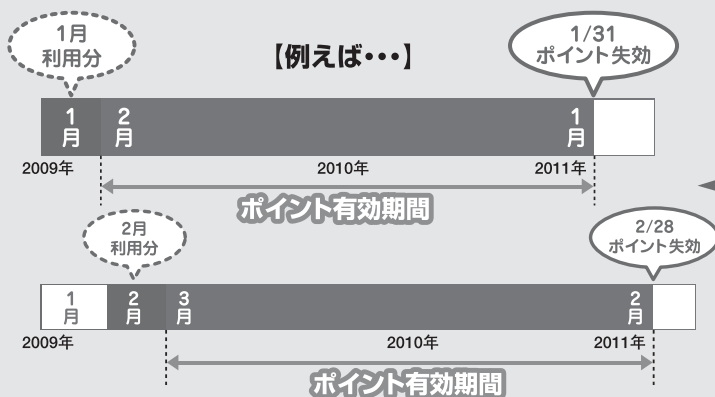
☎ 893-1118

☎ 867-2300

☎ 869-2112

ですかポイントについての重要なお知らせ

DESUCA



ですかポイントの有効期間は2年間です

●乗車運賃(定期利用を除く)に対して、ですかポイントの貯まる割合

大人(記名式・無記名式)カード	5%
小人カード	5%
ナイスエイジカード	10%
高速バス切符支払い	1%

※貯めていただいたポイントは窓口にて1,000ポイントで1,000円分としてチャージできます。

ポイント確認は、お電話でお問い合わせください。携帯・PCでも確認できます。



お問い合わせ先

株式会社 ですか

TEL (088) 882-6366

はりまや橋サービスセンター TEL (088) 882-0119

PC <http://www.desuca.co.jp> (ですか会員専用ページから)

携帯 <http://www.desuca.co.jp/k/>

